

伐採造林届の添付書類が統一されます

- 森林の立木を伐採するときは伐採造林届の提出が必要です。
- 伐採造林届の添付書類について、森林法施行規則に基づく、統一的な運用に見直されます。
- 書類の添付は義務となりますので、該当する場合には、必ず添付をお願いします。

添付書類	具体的な内容
森林の位置図・区域図	届出対象の森林の位置および伐採区域がわかる図面 (縮尺は任意です)
届出者の確認書類	個人：氏名・住所がわかる書類（固定資産税納税通知書、 運転免許証など）の写し 法人：法人番号が記載された書類(法人の登記事項証明書 など)の写し
土地の登記事項証明書等	土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書の写し など届出者に土地所有権または造林権原があることが わかる書類
隣接森林との境界関係書類	伐採区域に関し、隣接森林所有者との確認状況がわかる 書類
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"><p>以下のいずれかに該当する場合には、添付を省略することができます。</p><p>① 単木的な伐採など境界に隣接しない場合 ② 境界杭などにより境界が明らかな場合 ③ 誓約書の提出等により届出後伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合</p></div>	
伐採の権原関係書類	立木の売買契約書など届出者が立木を伐採する権原を 有することがわかる書類
他法令の許認可関係書類	届出対象の森林の伐採に関し、他の行政庁の許認可が 必要な場合に、その申請状況がわかる書類 (許認可後の場合は許可書の写しなど)
その他	主伐の際は伐採及び集材に関するチェックリスト (間伐の場合は不要)

○ 位置図・区域図は、実測が必要か？

伐採・造林を行う位置・区域がわかるものであれば、実測は必要ありません。

○ 届出者（個人）の本人確認書類はどのようなものが該当するか？

固定資産税納税通知書、住民票、運転免許証、個人番号（マイナンバー）カード（表面）の写しなどが該当します。顔写真付きは必須ではありません。

○ 必要な許認可がわからない場合はどうすればいいか？ 許認可後でなければ、届出は出せないのか？

伐採造林届の対象となる森林には、森林簿が作成されており、伐採する場合に申請が必要な許認可が整理されています。所有地の森林簿の情報をお持ちでない場合は、福知山市産業政策部農林業振興課もしくは京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課まで御確認ください。なお、許認可の申請前（または申請中）であっても、その状況を記載した書類を添付することで届出可能です。

○ 土地の登記事項証明書は入手に手数料がかかるが、どうすればいいか？

固定資産税納税通知書の写しでも代替可能です。

また、森林の土地の所有者情報については各市町村で整備している林地台帳で整理されており、伐採届の提出者と林地台帳上の森林の土地の所有者が同一の場合には「林地台帳のとおり」と記載した書類の添付により、土地の登記事項証明書を代替することが可能です。

○ 口頭契約のため、売買契約書がない場合は、どうすればいいか？

口頭契約のため書面が存在せず、契約書の添付が難しい場合には、伐採権原を有することとなった経緯を記載した書面の添付をお願いします。

なお、事後のトラブル防止につながりますので、契約書などの書面の作成に努めていただくようお願いします。

○ 境界関係書類は、隣接森林所有者の署名・捺印などが必要か？

伐採区域が明確になっているかを確認するために添付を求めるものであり、伐採区域を確認した隣接森林所有者の氏名や確認日時がわかる書類であれば、署名・捺印などは必要ありません。

○ 隣接森林所有者が不明で境界確認ができない。どうすればいいか？

隣接森林所有者と連絡がつかないなど特別の事情がある場合には、その状況と伐採区域を判断した根拠を記載した書類を添付してください。また、その場合には、隣接地から距離を空けるなど伐採区域を工夫し、誤伐等を防止するための対策を実施してください。

詳細については、福知山市産業政策部農林業振興課森林対策係までお問合せください。

〒620-8501 福知山市字内記13番地の1 Tell:0773-24-7081 Fax:0773-23-6537

また、林野庁HPに掲載の「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアル」についても御参照ください。

林野庁HP：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/batsuzoutodokede.html>